

2026年6月9日

## 中道改革連合 常任幹事会 次第(第9回)

---

### 1. 代表挨拶

### 2. 報告・承認事項

<幹事長兼選挙対策委員長>

…P.1

- 中道改革連合・立憲民主党・公明党幹事長・国会対策委員長会談(3幹3国)の報告について
- 中道改革連合所属の国会議員及び総支部長による地方選挙候補者等に対する応援について
- 沖縄協議会の設置について
- 全国キャラバンの実施について

<政務調査会長>

…P.6

- 三党合同政調審議会の報告について

<国会対策委員長>

- 国会対応等について

<組織委員長兼役員室長>

…P.10

- 中道パートナーズ制度について
- 中道パートナーズ規則について
- 中道改革連合プライバシーポリシーについて

<企業・団体交流委員長>

…P.17

- 議員懇話会の設立について

<広報委員長>

- クラウドファンディングの次段階の運用方針について

### 3. その他

※ 次回常任幹事会の開催日程(調整中)  
6月23日(火)17:00 @衆4控



2026年6月2日  
中道改革連合執行役員会

## 沖縄協議会 役員構成

座長 西村 智奈美 衆議院議員（副代表）

## 2026年 第15回 三党合同政調審議会 報告

5月28日（木）17：40より開催し、下記の通り、審議・決定した。

### 法案・条約審査

- 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約
  - 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
  - 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
  - 産業技術力強化法の一部を改正する法律案
  - 議員立法「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」
  - 議員立法「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」
- 以上5法案・1条約について、賛成することに決した。

- 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定
  - 日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定
  - 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定
- 以上3協定について、中道は賛成、立憲・公明については両党の政調会長に一任することに決した。

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
- 以上1法案について、三党政調会長に一任にすることに決した。

### 議員立法登録

- チーム学校運営の推進等に関する法律案
- 浄化槽法の一部を改正する法律案
- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会

## 取扱注意

2026.05.28 三党合同政調審議会

の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

- 特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案
- 主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案

→以上6法案について、三党合同政調役員会に登録されたことについて報告を受けた。

## 承諾案件

- 令和6年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
  - 令和6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 以上2件について、承諾することに決した。

## 承認案件

- 「性的指向・性自認 (SOGI) に関するPT」設置について
- 以上1件について、原案通り、承認した。
- 令和8年度補正予算案の対応について
- 以上1件について、対応を三党政務調査会長に一任することに決した。

## 報告事項

- 国対報告について
- 衆議院及び参議院の国対より、それぞれ報告を受けた。
- 2027年統一地方自治体選挙等における政策の共通指針について
- 三党政務調査会長より報告を受けた。

以 上

## 2026年 第16回 三党合同政調審議会 報告

6月4日（木）15：40より開催し、下記の通り、審議・決定した。

### 法案審査

- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案
- 主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案

→以上3法案について、賛成することに決した。

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

→以上1法案について、三党政務調査会長に一任することに決した。

### 政策審査

- 水田政策の見直しに関する提言（案）について

→以上1件について、原案通り、承認することに決した。

### 承認案件

- 国会同意人事について
  - ・情報公開・個人情報保護審査会委員
  - ・公害等調整委員会委員
  - ・中央更生保護審査会委員長
  - ・土地鑑定委員会委員
  - ・運輸安全委員会委員

→以上5機関16名について、同意することに決した。

### 議員立法登録

- 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

→以上1法案について、三党合同政調役員会に登録されたことについて報告を受けた。

**取扱注意**

2026.06.04 三党合同政調審議会

**報告事項**

○国対報告について

→衆議院及び参議院の国対より、それぞれ報告を受けた。

○令和8年度補正予算案の対応状況について

→以上1件について、三党政務調査会長より報告（原案に反対、組み替え動議に賛成、修正案に賛成）を受けた。

以 上

## 中道パートナーズ制度について（案）

### 1. 制度趣旨

中道改革連合を応援したいと希望される方々へのプッシュ型の情報発信や、党員制度発足に向け、「中道パートナーズ制度」（仮称）を開設する。（2026年4月7日執行役員会提案）

### 2. 制度の考え方

中道パートナーズ制度については、下記の方向性で順次企画を実施する。下記はパートナーズ向け案内を想定し整理したもの。

#### （1）キャッチコピー案：

「誰か」の政治から、「私たち」の政治へ。

#### （2）小川淳也代表メッセージ：

「政治は、遠くの知らない『誰か』が決めるもの」。

そう思い、どこかあきらめた気持ちになっていませんか。

けれど、社会を変える本当の力は、私たち一人ひとりの毎日の暮らしの中にあります。

「もっとこうなったらいいのに」

そう感じる心からの願いこそが、未来を動かす力です。

小さな思いも、重なり合えば大きなうねりになります。

そして、その声は必ず社会を変えていきます。

この夏、私はこの国をより良くするための新しいビジョンを提案します。そしてそのビジョンを、あなたの声とともに、さらに確かなものへと育てていきたいと考えています。

ぜひ、あなたの声を聞かせてください。

ともに考え、ともに形にし、ともに未来をつくっていきましょう。

「『誰か』の政治から、『私たち』の政治へ。」

新しい政治を、ここから一緒に。

#### （3）制度の方向性

##### ○ビジョンを共に育てる

今夏に発表する新たなビジョン。そこにあなたの日常の「モヤモヤ」や「思い」を持ち寄り、対話やアンケートを通じて一緒に磨き上げていきます。

##### ○「党員制度」を一緒に考える

「どんな仕組みなら参加し続けたいか」。党員制度の形を、パートナーの皆さんと共にデザインしていきます。

皆さんと作った党員制度が完成した際には、パートナーズは解散し、党員への登録案内をいたします。

##### ■党員のルールを考える

「意見が違う相手を攻撃しない」等、一人ひとりが安心して発言できるコミュニティの土台となるルールを、皆さんの対話を通じて形にします。

#### ■ 党員の権利を考える

党の意思決定のプロセスにおいて、皆さんがどのように関わっていくのがベストか、その仕組みを一緒に議論します。

#### ■ 党員の形を考える

どのような党員区分を設け、それを支える党員費をいくりに設定するか。「制度の土台」を議論します。

#### ■ 党員へのサービスを考える

お預かりした党費の一部を、党員同士の交流の場へと還元します。どのようなイベントや活動を皆さんに届けるべきか、その具体的な活用法を相談しましょう。

#### ○ 自分のペースで関われる

義務やノルマはありません。メルマガや動画配信を見守ることや、共鳴した言葉のシェア、日常の思いを届けることなど、一人ひとりのライフスタイルに合わせた関わり方で参加してください。

### 3. 党からパートナーへ提供する体験など

○ パートナース限定メルマガ、動画の配信（月1回）

○ ミニ集会、オンライン集会への参加

○ 「お金を払ってでも参加したい」と思える党員制度を一緒に設計する

### 4. 登録の流れ

メールアドレスで仮登録→仮登録メール記載のURLから本登録→登録完了メールが届く

※ パートナース規則に掲載

## 中道パートナーズ規則

○中道パートナーズ発足に際し、下記を規則として定める。なお今後、党員制度の検討を踏まえ、来年の定期党大会に党員及びパートナーズに関連する党規約改正案、組織規則案を提起するが、下記規則は、同案に吸収することを想定する。

### 1. 趣旨

(1) 中道パートナーズは、本党を通じ、生活者ファーストの政策を着実に前へと進める中道政治の実現を応援し参画する者で、登録手続きを経た者とする。

(2) 中道パートナーズは、党規約及び本規則の定めるところにより、本党からの情報提供を受け、その活動に参画することができる。

(3) 中道パートナーズへの登録は党本部の定める方法によって行う。登録手続き及び登録解除手続きの詳細、また本党を通じた政治参画のあり方については、本規則で定める。

### 2. 名称等

中道改革連合綱領に賛同し、本党を通じ、生活者ファーストの政策を着実に前へと進める中道政治の実現を応援し参画する者で、本規則に定める登録手続きを経た者を「パートナー」と呼び、また本制度の名称を「中道パートナーズ」とする。

### 3. 登録手続き

(1) パートナーズへの登録は、党本部WEBサイト等を通じ登録手続きを行う。

(2) パートナーになろうとする者は、党本部WEBサイト等を通じ必要事項（ニックネーム、居住地、誕生日、メールアドレスなど所定の事項）を記入し申込みをする。

(3) 党本部に登録された時点でパートナーズ登録が完了するものとする。

(4) パートナーの登録期間は登録が完了した日から、登録解除を完了した日までとする。

(5) 党本部に登録されたパートナーズ名簿は原則非公開とし、本規則に定められたパートナーズの活動や常任幹事会が承認した目的以外に用いることはできない。

### 4. パートナーの登録解除

(1) パートナーは、党本部が指定する、登録情報の変更・退会等に関するWEBサイトに連絡することにより、パートナーズ登録を解除することができる。

(2) パートナーから退会（登録解除）の申し出があった場合、党本部は直ちに登録名簿からの削除など必要な措置を講ずるものとする。

### 5. パートナーの県連・総支部・行政区支部への所属

党本部は、取得したパートナーの情報につき、都道府県連及び総支部等党組織と共同で利用する。

## 6. パートナーの活動

パートナーは、中道改革連合とのパートナーシップに基づき、党及びパートナーズによるプラットフォーム等を通じて、生活者ファーストの政策を着実に前へと進める中道政治をめざす様々な取り組みを応援し参画する。

## 7. パートナーの倫理の遵守

(1) パートナーは、本制度の利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

- ①他者になりすまして登録する行為、または虚偽の情報を登録する行為
- ②本党、他のパートナー、または第三者を誹謗中傷し、あるいは名誉・信用を毀損する行為
- ③人種、信条、性別、社会的身分、門地等による差別的発言やヘイトスピーチ
- ④公職選挙法、政治資金規正法をはじめとする法令に違反する行為
- ⑤本制度を通じて得た情報を、営利目的等、本制度の目的外に利用する行為
- ⑥その他、党本部が運営上、不適切と判断する行為

(2) パートナーが、前項に反し本党の運営に著しい悪影響を及ぼした場合は、党本部は、党規約が定める倫理規定に準じて、登録からの削除を含めた必要な措置を行うことができる。

## 中道改革連合プライバシーポリシー

中道改革連合（以下、本党という）は、個人情報の取扱いに関する方針を次のとおり定めます。

### 1. 目的

本党は、個人情報保護法制度の趣旨を尊重し、政治活動で関わる皆さまの個人情報を適法かつ適正な手段により取得し、管理していくために本ポリシーを定めます。

### 2. 個人情報とは

個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

### 3. 個人情報の利用目的

本党は、皆さまの個人情報について、以下の利用目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用します。

- (1) 本党と皆さまの幅広い意見交換のため
- (2) 本党から皆さまへの各種お知らせ発行のため
- (3) 皆さまからの政治献金を受けた場合の各種証明書の発行のため
- (4) 皆さまからのお問合せ、ご相談への対応のため
- (5) 本党の政治活動での広報活動（WEB、SNS、機関紙等を含む）のため
- (6) その他本党の政治活動のため

### 4. 個人データの委託

本党は、業務を円滑に進め皆さまとのコミュニケーションを充実させるため、皆さまの個人データの取扱いを協力会社に委託する場合があります。

### 5. 個人データの第三者提供

本党は、政治活動における広報活動において、ご本人を識別できる状態（写真や動画への映り込みなど）で個人データを第三者に公開することがあります。

公開を希望されない場合は、別途お問い合わせいただければ速やかに削除等の対応をいたします。

### 6. 個人データの管理

#### (1) データ内容の正確性の確保

本党は、皆さまの個人データにつき、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを消去するよう努めます。

## (2) 安全管理措置

本党は、皆さまの個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

## (3) 従業員の監督

本党は、皆さまの個人データを従業員に取り扱わせるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適正な教育を行い、必要かつ適切な監督を行います。

## (4) 委託先の監督

本党は、皆さまの個人データの取扱いを委託する場合には、委託先には適切な安全管理措置を講じている協力会社を選定し、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

## 7. お問い合わせ窓口

本方針に関するお問い合わせ、または個人情報の取り扱いに関するご質問、各種ご請求につきましては、下記の窓口までご連絡ください。

### 【お問い合わせ窓口】

中道改革連合 本部

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-1

Email: [privacy@cra.j.jp](mailto:privacy@cra.j.jp)

## 8. 方針の継続的改善

本党は、個人情報の保護に関する取り組みを継続的に見直し、社会情勢の変化や法令の改正等に応じて、本方針を予告なく改定することがあります。改定された方針は、本党の公式ウェブサイト上でお知らせいたします。

## 中道改革連合 議員懇話会の設立について（案）

2026年 6月 9日  
企業・団体交流委員会

以下の団体につき、議員懇話会を設立します。よろしくお願いたします。

No	対象団体	懇話会名称（案）	発起人	参 考
6	日本弁理士会 日本弁理士政治連盟	中道改革連合 (仮称) 弁理士議員懇話会	赤羽一嘉 落合貴之	

### 【参 考】 これまでに設立された議員懇話会

No	対象団体	懇話会名称（仮称を含む）	発起人	参 考
1	日本司法書士会連合会 日本司法書士政治連盟	中道改革連合 司法書士制度を応援する議員懇話会	階 猛 濱地雅一	3/31 常幹報告 4/15 設立総会
2	日本行政書士会連合会 日本行政書士政治連盟	中道改革連合 行政書士議員懇話会	赤羽一嘉 落合貴之	4/13 常幹報告 5/14 設立総会
3	全国社会保険労務士連合会 全国社会保険労務士政治連盟	中道改革連合 (仮称) 社会保険労務士議員懇話会	田嶋 要 濱地雅一	4/13 常幹報告
4	日本土地家屋調査士会連合会 全国土地家屋調査士政治連盟	中道改革連合 土地家屋調査士制度を応援する議員懇話会	濱地雅一 神谷 裕	4/13 常幹報告 5/28 設立総会
5	日本製薬団体連合会	中道改革連合 我が国の創薬力を強化・推進する議員懇話会	大島 敦 早稲田ゆき 濱地雅一 沼崎満子	4/13 常幹報告 6/3 設立総会